

第2次 キラリ☆☆☆☆☆

や ま だ
さしい ち

男女共同参画推進プラン

～男女が共に支え合うやさしいまち、山田町をつくろう～

平成29年3月

山 田 町

はじめに



東日本大震災から6年が経過し、町内各地では災害公営住宅の建設や高台造成など、復興が目に見える形で進んでまいりました。

本町においては、直面する課題の解決に向け、各分野において取り組みを進めておりますが、地域の活力を維持していくためには、町民一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進していかなければなりません。

このような中、女性のみならず、男性においても育児や介護をしながら、多様な働き方を実現できるよう推進していくことが重要となっております。

本町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成22年に策定した「キラリ☆やさしいまちだ男女共同参画推進プラン」に日々、取り組んでまいりましたが、その成果と課題を踏まえ、女性活躍推進法に基づく推進計画と配偶者暴力防止対策基本計画を加えた「第2次キラリ☆やさしいまちだ男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

近年、日本では高齢社会が加速し、本町も人口減少が進んでおりますが、活力に満ちた町づくりを推進するためには、住民の協働が不可欠でありますので、今後も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、プランの策定に当たり、熱心にご議論いただきましたやまだ男女共同参画推進プラン策定懇話会委員をはじめ、関係各位のご協力に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

山田町長 佐藤 信 逸

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| 第1章 | 計画の趣旨 | 1 |
| | 1 計画策定の趣旨 | |
| | 2 計画の基本理念 | |
| | 3 計画の位置づけ | |
| | 4 計画期間 | |
| 第2章 | 計画の推進体制 | 3 |
| | 1 プラン推進体制の整備・強化・目標 | |
| | 2 プランの推進と進捗状況の調査、公開 | |
| 第3章 | 計画の内容 | |
| | 施策の体系図 | 4 |
| | 基本目標Ⅰ 男女が共に認め合う意識を高めよう | 5 |
| | ● 意識の改革と啓発 | |
| | ● 男女が共に認め合う意識を育てる教育・学習の推進 | |
| | 基本目標Ⅱ 男女が共に参画できる社会にしよう | 7 |
| | ● 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | |
| | ● 地域活動における男女共同参画の推進 | |
| | 基本目標Ⅲ 男女が共に働きやすい環境にしよう | 9 |
| | ● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） | |
| | ● 働く場における男女平等の推進 | |
| | ● 女性の職業生活における活躍の推進 （女性活躍推進法に基づく推進計画） | |
| | ● 農林水産業、商工業等における男女の対等な連携 （パートナーシップ）の推進 | |
| | 基本目標Ⅳ 男女が共に支え合い、安心して暮らせるまちにしよう | 12 |
| | ● 子育てにやさしい環境づくり | |
| | ● みんなが安心して暮らせる環境づくり | |
| | ● 生涯を通じた健康づくり | |
| | ● 家族間の暴力の根絶と対処（配偶者暴力防止対策基本計画） | |
| | ● 男女共同参画の視点に立った防災対策 | |
| 資料 | | 17 |

第1章 計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等は、法の整備をはじめとした様々な取り組みを通して進められてきました。

男女共同参画社会を作ることは性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、生きやすい社会を作ることです。

国においては男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年12月の第1次計画に続き、平成28年度「第4次男女共同参画社会基本計画」を策定しました。

また、県においては平成14年3月岩手県男女共同参画推進条例を制定し、平成23年3月に平成32年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

本町においては平成22年3月に平成23年度から目標年次を平成26年度とする「キラリ☆やさしいまちだ男女共同参画推進プラン」を策定し、各分野で男女共同参画に係る取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、社会情勢は急激な変化に直面しており、平成23年3月に発災した東日本大震災は甚大な被害をもたらし、男女が共に地域や人命を守っていくことの大切さを考えさせられました。また、高齢社会が加速し、人口減少が急速に進んでおり、人々の生活に大きな影響を及ぼすと予想されます。

これらのことを踏まえ、課題解決に努めながら、生きやすい街の実現に向け「第2次キラリ☆やさしいまちだ男女共同参画推進プラン」を策定します。

2 計画の基本理念

男女共同参画社会をめざして

～男女が共に支え合うやさしいまち、山田町をつくろう～

山田町がめざす男女共同のまちづくりとは、一人ひとりが互いの人権を尊重し、お互いを認め合うことで心豊かな人間性を育み、誰もが性別にかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる、活力あふれるまちづくりです。

一人ひとりがキラリ輝く、住民主体のまちづくりをめざして、“男女が共に支え合うやさしいまち、やまだをつくろう”を基本理念として推進していきます。

3 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法の第14条3項の市町村男女共同参画を定めるに当たり、本町が男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向とその具体的施策を示したものです。また、女性活躍推進法に基づく推進計画、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力防止対策基本計画を含むものです。

本町の計画については、「山田町総合計画（第9次長期計画）」を上位計画としています。また、男女共同参画推進プランは、各分野を横断するものであり、福祉・教育・町民生活など各個別計画と密接に関連しています。

4 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成37年度までとします。

ただし、社会情勢の変化や住民ニーズに対応しながら、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の推進体制

第2章 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成にあたっては、目標を達成するために、行政と町民・事業所・地域が連携を図りながら総合的、効果的な施策の推進に努めます。

1 プラン推進体制の整備・強化・目標

本町をとりまく状況をみると高齢社会が急速に進展し、産業や経済活動の情勢も大きく変化しています。また、地方分権がさらに進み、住民参加によるまちづくりが求められています。

そのような中で、本町が発展し続けるためには、住民参画と男女共同が必要であります。その推進役となる行政では、男女共同参画社会実現のために、庁内組織「やまだ男女共同参画推進委員会」を設置し、庁内の推進体制の整備を図ります。

また、このプランを推進し、目標を達成していくには、行政の積極的な取り組みが必要であり、そのためには、職員一人ひとりが男女共同参画の研修を積み、意識を高めることが大切です。そして、それを日常の業務に反映していくと共に、町民への情報提供も男女共同参画の視点に立つて行うことが大切です。

また、男女共同参画の一つの課題である女性委員の登用についても、数値目標を持って積極的に推進していきます。

- ① 「やまだ男女共同参画推進委員会」を中心に関係機関との連携を図りながら、施策の総合的、効果推進に努めます。
- ② 職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、事業を推進できるよう積極的に研修を重ねます。
- ③ 各種審議会・委員会等への女性委員の30%以上の登用を目指します。
- ④ 職場における男女共同参画を実践するため、女性が活躍できる場が確保される環境づくりに努めます。
- ⑤ 男女共同参画をリード、サポートする人材を育成します。

2 プランの推進と進捗状況の調査、公開

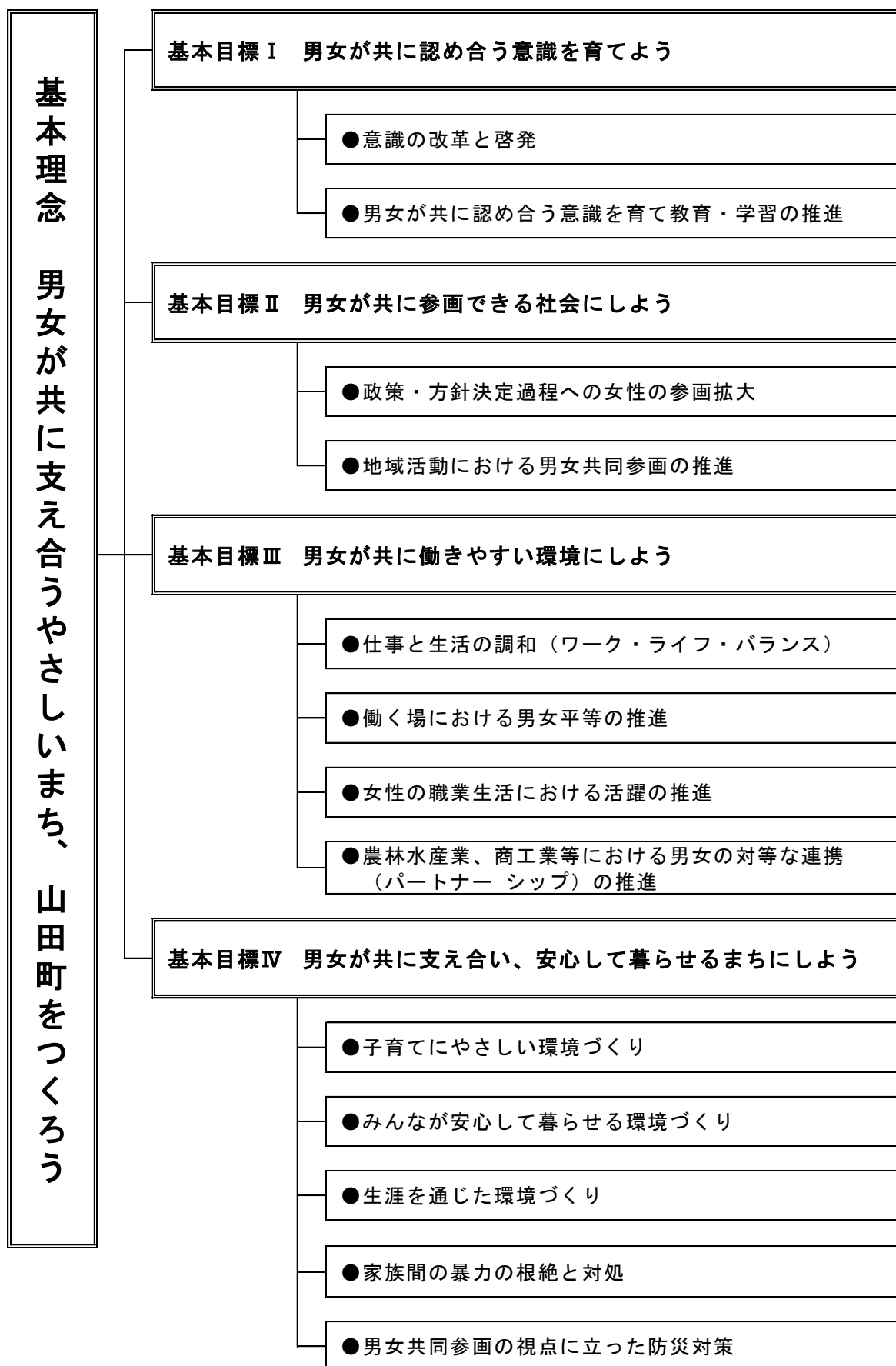
男女共同参画社会を実現するために、地域に密着した町民の視点で、様々な問題や解決策を提起し、行政と町民が協力して推進していく体制が必要です。

このプランに基づく事業を推進し、合わせて進捗状況の点検、評価を行い、本町の男女がその個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたって、生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

進捗状況について定期的に調査を行い、その結果を広報やホームページなどで情報公開するなど、積極的かつ効果的に施策が実施されているかを検証しながら、推進していきます。

第3章 計画の内容

施策の体系図



基本目標Ⅰ 男女が共に認め合う意識を育てよう

近年は女性の社会進出が進み、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められておりますが、なお一層の努力が必要とされております。

「男は仕事、女は家庭」というように、一人ひとりの個性や能力ではなく、性の違いによって役割を固定化する意識が今なお残っています。

子どもたちは、身近にかかわる人々の考え方の影響を少なからず受けながら成長していきます。「男の子だから」「女の子だから」といった考え方で接していると、知らず知らずのうちに男女の役割分担を植えつけてしまい、さらに次の世代へと引き継がれることとなります。

このような無意識のうちにつくられる、男女の役割を固定化する意識は、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現の妨げとなってしまいます。

長い時間をかけて形成されてきた、性の違いによる役割を固定化した考え方を変えるためには、家庭・学校・職場・地域社会のあらゆる場面で、男女共同参画に対する理解を深め、男女が共に認め合い、日常生活の中で実践していくことが重要です。

そのため、さまざまな機会や広報媒体を通して男女共同参画を周知するとともに、各種講演会等の開催、研修機会や情報提供により、意識の改革と啓発を進めることが必要になってきます。

☆ 施策の方向

●意識の改革と啓発

私たち一人ひとりが平等であるという社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野で対等な構成員として、互いに協力することが必要です。

性別にとらわれず、生き生きと心豊かに暮らしていくためには、男女が互いの人権を尊重し、共に支えあい、個人の能力が十分に発揮できる社会が求められています。

町広報紙や町公式ホームページなどを効果的に活用しながら、私たち一人ひとりが平等であるという考え方が幅広く浸透するよう広報・啓発活動を展開していきます。

| 施策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------|-------------|-----------------|-------|
| 広報紙・啓発活動 | 広報等を活用しての啓発 | 「広報やまだ」への啓発記事掲載 | 生涯学習課 |
| | | 町ホームページへの記事掲載 | 生涯学習課 |

●男女が共に認め合う意識を育てる教育・学習の推進

私たちの意識や価値観の形成は、家庭や学校、職場、地域社会による影響が大きな要素となっております。

家庭は、男女が対等な立場で認め合い、お互いの理解と協力によって共同生活が成り立つことを学ぶ場となります。

また、子どもたちの教育については、それぞれの発達段階に応じた男女共同参画への意識づくりが必要です。

各世代や階層における男女が共に認め合う意識を育てるためには、幼少時からの学習環境や生涯教育の果たす役割が非常に大きく、男女平等の視点に立った各種講座・学習会などを積極的に開催し、学びの場を提供・支援します。

| 施策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------|-------------------|----------------------|----------------------------|
| 教育・学習の推進 | 男女平等意識を育む幼児教育の推進 | 男女平等と人権尊重に配慮した幼児教育指導 | 学校教育課 健康福祉課 (健康子ども課) |
| | 学校教育における男女共同参画の推進 | 教職員に対する情報提供と研修機会の充実 | 学校教育課 |
| | | 男女平等意識を高める教育の推進 | 学校教育課 |
| | 男女共同参画推進事業の実施 | 講演会・学習会の実施 | 生涯学習課 |
| | 学びの場の提供・支援 | サポーター養成講座受講者の促進 | 生涯学習課 |
| | | 出前講座の開催 | 企画財政課 (復興企画課) |

基本目標Ⅱ 男女が共に参画できる社会にしよう

女性が自らの意識と能力を高め、男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画し、共に責任を担うべき機会を確保する必要があります。

これからのまちづくりは、従来の男性中心型の運営を見直し、女性の視点を取り入れ、地域や職場の特性を生かした施策の展開がなされなければなりません。

意思決定の場に参画することができる人材の育成や、指導者の養成のため、各種講座など学習の場を提供・支援します。

☆ 施策の方向

●政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策や方針の決定過程に男女が共同して参画し、各種の意見を反映させることは、一人ひとりが平等であるという社会の実現の前提となるものです。

町においては審議会等委員の女性登用について目標値を30%に設定し、取り組みを進めてきました。この結果、平成28年4月1日現在19.1%であり、今後においても一層の登用の促進を図る必要があります。

町民の半数を占める女性の意見が町政に反映されるよう、広範な識見を有し、意見提言を行う女性の人材育成を図りながら、防災計画やまちづくり等の新たな分野を含めた計画づくりに対して、女性の参画を推進します。

| 施策 | 取り組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------|--------------------|--|-------|
| 審議会における女性の参画拡大 | まちづくりへの積極的な女性の参画推進 | 審議会等の委員を委嘱する際に女性委員の登用を促進 | 全課 |
| | 女性リーダー養成 | あらゆる分野での政策・方針決定過程に参画できるよう人材育成のための講座を実施 | 生涯学習課 |

●地域活動における男女共同参画の推進

豊かで活力のある地域社会の形成のために、固定的な性別役割分担を見直し男女がともに対等な立場で参画できるよう働きかけていきます。

| 施 策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------|--------------|------------------------|------------------|
| 地域コミュニティ活動の推進 | 地域活動の人材育成の推進 | リーダー養成講座の実施 | 生涯学習課 |
| | | 各種講座の講師育成 | 生涯学習課 |
| | 自主活動の支援 | 地域団体の運営体制の整備と活動費助成 | 企画財政課 (復興企画課) |
| | | 地区公民館等の自主運営の推進 | 生涯学習課 |
| | | 自主サークル活動に対する支援・育成 | 生涯学習課 |
| | | 町づくりを推進する団体に対し補助金による支援 | 企画財政課 (復興企画課) |

基本目標Ⅲ 男女が共に働きやすい環境にしよう

男女雇用機会均等法の制定など、雇用における男女均等な環境の整備は進展しつつありますが、現状の職場では依然として「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業による社会システムが維持されています。

また、農林水産業や自営業に従事する女性は、就業と家庭生活との区分があいまいなため過重な負担を強いられることになりがちです。一方で、経営や資産管理には女性の意見が生かされにくいことや、従業員としての評価が難しい状況があります。これら産業の持続と活性化につなげるためにも、女性従事者の能力と意欲を尊重し、だれもが生き生きと働くことができるよう、対等なパートナーシップが確立されなければなりません。

労働者の権利が十分確保され、働く女性がその能力を十分発揮できる、性別による格差のない、働きやすい職場づくりを進めます。

☆ 施策の方向

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣との付き合いなどの生活も暮らしにかかすことができないものです。

しかし、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまでつながっているといえます。

仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みは、職場においては、有能な人材の確保・育成・定着を進めるものであり、また、「仕事もするけど、結婚して、子どもも欲しい」と願う女性を支援するものでもあります。

また、働く女性にとって配偶者・家族の家事・育児への参加は、男女共同参画を進めるワーク・ライフ・バランスの実現が欠かせないことはいうまでもありません。自分に合った生活バランスを見つけるため職場の意識や改革と合わせた生き方の改革に自主的に取り組む女性を支援する環境づくりを推進します。

| 施 策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|-------------------------|--------------------------------|-------|
| 仕事と子育て・ 介護等の両立 | 職場における労 働条件改善の促 進 | 育児休業取得の啓発・促進 | 水産商工課 |
| | | 介護休業取得の啓発・促進 | 水産商工課 |
| | 男性の意識改革 の啓発 | 男女が共に担う家事・育児・介護 等についての講座の開催 | 生涯学習課 |

●働く場における男女平等の推進

男女雇用機会均等法により、女性の就労の場は着実に拡大しており、制度上では職場における男女平等が実現しています。しかし、募集・採用・賃金・職種など、職場の多くの場面で依然として男女格差が残っているのが現状です。

また、家庭と両立できるといった面から、パートタイムで働く女性が増えており、労働に対する評価が十分になされず、低賃金に置かれることや不安定雇用につながるなどの問題も指摘されています。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の職場で発生する犯罪の被害を防止するなど、男性と女性が共に安心して仕事ができる快適な職場環境づくりが必要です。

職場における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法の趣旨について周知し、職場での意識づくりを進めることが必要です。

| 施 策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------------------------------|-------|
| 男女雇用機会均 等法の周知 | 情報誌等による 周知・啓発 | 町広報紙・情報誌・パンフレット 等を活用した周知・啓発 | 水産商工課 |
| 快適な職場環境 づくりを支援 | 職場での相互理 解に努め、セクシ ャルハラスメン ト、パワーハラス メント等の防止 | 町広報紙・情報誌・パンフレット 等を活用した周知・啓発 | 水産商工課 |

●女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進法に基づく推進計画）

「女性の職業選択における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）は、就業を希望していながらも働くことが難しい現状や、責任のある職務で活躍したいと願う女性、人生のライフステージに応じた多様な働き方を求めるなどの社会情勢を背景とし、平成27年9月に制定されました。第2条では基本原則が定められ、次の3点が規定されています。

1. 女性の採用や昇進、研修の機会の積極的な提供及び活用を通じ、性別による固定的役割分担等を反映した慣行が及ぼす影響について配慮し、その個性と能力が十分に発揮できるようにすること。
2. 職業生活と家庭生活との両立が可能となるよう、家族である男女が協力して家庭における活動ができるような環境の整備を行い、男女が職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立できるようにすること。
3. 女性の職業生活と家庭生活の両立については、本人の意思が尊重されなければならないこと。

このことから、働きたくても働くことが困難な状態を解消するため、育児や介護をしながらでも働くことが可能になるよう、行政は包括的な支援を行うとともに「多様な働き方」について事業主への働きかけを行います。さらに、家族による協力を得るためには意識醸成が重要であり、女性活躍法の趣旨について積極的に啓発を行います。

| 施 策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|------------------|--------------|------------------------------|-------|
| 女性活躍推進法の周知 | 情報誌等による周知・啓発 | 町広報紙・情報誌・パンフレット等を活用した周知・啓発 | 水産商工課 |
| | | 企業等雇用主への周知・啓発 | 水産商工課 |
| 町行政における女性職員の参画推進 | 職種や職域の拡大 | 能力や適性に応じた配置・登用を行い、男女平等の環境を整備 | 総 務 課 |

●農林水産業、商工業等における男女の対等な連携 (パートナーシップ) の推進

町の基幹産業である農林水産業や、商工業などの自営業に従事する女性の多くは、実質的な担い手として大きく貢献していますが、労働に対する適正な評価がされていない現状があります。

生産活動に大きな役割を担いながらも、家族経営ということで、労働時間や休日等が不明確なうえ、労働に対する適正な報酬が分配されていない場合が多くみられます。

女性も職業能力を高め、持てる力を十分発揮し、家族経営協定の推進を図り対等なパートナーとして経営方針決定等に積極的に参画していける環境づくりが必要です。

| 施 策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------------------|-----------|-----------------------------------|-------------------------|
| 農林水産業・商工業におけるパートナーシップの推進 | 家族経営協定の推進 | 農林業や水産業及び商工業を営む家族へ家族経営協定について周知・啓発 | 農業委員会 農 林 課 水産商工課 |

基本目標Ⅳ 男女が共に支え合い、安心して暮らせるまちにしよう

高齢社会や核家族化、在宅介護、在宅医療などが進む中で、家庭内での家事、育児、介護については、女性の担う割合が高いのが現状です。

男女共同参画社会実現のためには、固定的な性別役割分担の見直し、男性の積極的家庭参加等ライフスタイルの変革を進めると共に、子どもや高齢者等を社会的に支援する体制を確立することが重要です。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、生きがいを持ち、健やかな生活を送ることができる社会の実現が必要です。

☆ 施策の方向

●子育てにやさしい環境づくり

女性の就業に対する意識の変化により、働く女性が増加してきましたが、「結婚したり子どもが生まれると勤め続けにくい現実がある」などの声もあります。

性別役割分担により、多くの女性は結婚や子育てなどのため仕事を中断し、子育て後再び仕事に就く M 字型就労の形態が見られ、仕事と家庭生活の両立が困難な状況を示しています。

各種保育・子育て支援サービスの拡充、放課後児童クラブの充実に取り組み、家庭生活と仕事との両立が図られ、女性も就労を継続できるよう、社会全体で子育てを支援していく体制づくりが必要です。

| 施策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------|------------------|-------------|-------------------|
| 子育て支援 | 子育てにやさしい環境づくりの推進 | 各種保育サービスの充実 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| | | 放課後児童クラブの充実 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| | | ブックスタート | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| | | たんぽぽ学級 | 生涯学習課 |
| 相談指導・情報提供 | 仕事と育児の両立支援制度の周知 | 子育て相談・情報提供 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| | | 子育て支援センター事業 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| 経済的負担軽減 | 育児の支援 | 保育料軽減の継続 | 健康福祉課 (健康子ども課) |

●みんなが安心して暮らせる環境づくり

全国的に高齢化が進む中で、本町の高齢化も急速に進んでおり、高齢化率は平成28年12月1日現在36.38%の「超高齢社会」となっています。

高齢社会を豊かで安心できる社会にするためには、高齢者や障がい者が社会とのかかわりを持ち続け、地域で互いに支え合いながら社会生活を送れるよう環境づくりを支援する必要があります。

| 施策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|------------------|-------------------------|---|---------------------------|
| 住み慣れて安心できるまちづくり | 安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアの推進 | 包括的相談支援の充実、介護予防の推進、生活支援サービスの充実、在宅医療・介護連携推進事業、認知症対策の充実 | 国保介護課 (長寿福祉課) |
| | 住み慣れた地域で継続した生活の実現 | 各種在宅福祉サービス (配食、おむつサービス、高齢者にやさしい住まいづくり事業等) | 健康福祉課 国保介護課 (長寿福祉課) |
| | | 見守りネットワーク事業 | 健康福祉課 |
| | 介護サービスの充実 | 介護給付費の適正化 | 国保介護課 (長寿福祉課) |
| | | 保健、医療、福祉との連携による在宅サービスの円滑な提供 | 国保介護課 (長寿福祉課) |
| 高齢者の社会参加と生きがいづくり | 地域との交流で、生きがいづくりを支援 | 老人クラブ、ボランティア団体の育成 | 健康福祉課 (長寿福祉課) |
| | | 高齢者大学 | 健康福祉課 (長寿福祉課) |
| | | シルバー人材センターの拡充 | 健康福祉課 (長寿福祉課) |
| 障害福祉サービスの提供 | 障がい者が地域で暮らせるよう支援 | 障がい者に対するサービスの給付・相談支援 | 健康福祉課 (長寿福祉課) |

●生涯を通じた健康づくり

女性は、妊娠、出産、更年期と体調の変化が大きく、自分の健康状態に十分関心をはらう必要があります。また、近年は、精神的なストレスの増大で、全国的に働きざかりの男性の自殺者が多く、生涯を通じた心身の健康教育を進め、自分の健康は自分で管理していけるよう意識を高めていくことが重要です。

また、すべての子どもが健やかに成長することのできる社会を実現するため、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持・増進を基本理念として、思春期から妊娠・出産・育児まで包括的に支援することが重要です。

| 施策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 母子保健 | 乳幼児健診、妊婦健診の充実 育児支援の充実 | 妊産婦、乳幼児に対する保健指導、 栄養改善指導 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| | | 母親教室、妊婦・乳児訪問、育児 講話、療育事業等の実施 | |
| 思春期保健 | 思春期講話の実施 | 中学校・高等学校に出向き思春期 講話を実施 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| 健康づくり | 健康にかかる指 導の充実 | 脳卒中予防、糖尿病予防等生活習 慣病予防事業、特定保健指導の実 施 | 健康福祉課 (健康子ども課) 国保介護課 (長寿福祉課) |
| | | 各種がん検診、各種健康診査によ る疾病予防対策 | 健康福祉課 (健康子ども課) 国保介護課 (長寿福祉課) |
| 食育推進 | 食育の推進 | 乳幼児期の親子料理教室、小、中 学校・高等学校への食育出前授業 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| こころの健康づ くり | こころの健康づ くり | 心の健康相談、傾聴活動 | 健康福祉課 (健康子ども課) |

●家族間の暴力の根絶と対処（配偶者暴力防止対策基本計画）

夫婦間暴力や児童虐待、高齢者虐待など家族間による暴力は、潜在化しがちであり、個人間問題・家族間問題としてとられがちです。家族であっても、人格と尊厳を無視した暴力は、重大な人権侵害であるとの認識を持つことが必要です。

「暴力はしない・させない」ための啓発活動を充実するとともに、いざという時のための相談体制を充実することが課題となっています。

暴力は被害者の心身に多大な影響を与えるとともに、その子どもにも重大な影響を与えます。子どもに対する直接的な暴力がない場合でも、配偶者からの暴力を子どもが目撃することは心理的虐待にあたります。

社会的弱者に対する暴力は、問題として取り上げることへの抵抗感や、社会的圧力が強いことなどから潜在化する傾向にあり、問題の解決をより難しくしているため、正しい理解と適切な被害者支援を行う必要があります。

| 施策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|-------------------------|---|-------------------------------------|
| DV・児童虐待・高齢者虐待防止のため広報・啓発活動の充実及び相談機関とのネットワークづくり | 広報誌等を活用して家族間の虐待に関する周知 | 広報誌等における DV や児童虐待、高齢者虐待防止についての啓発活動 | 健康福祉課 (健康子ども課) (長寿福祉課) |
| | | 学校と連携したデート DV の周知、人権教育の学習。 | 学校教育課 |
| | | 講演会、出前講座等による虐待を許さない社会体制のための普及啓発 | 健康福祉課 (健康子ども課) 生涯学習課 |
| | 被害の発見・通報体制の整備 | 地域住民、民生委員と連携した虐待の早期発見、早期対応 | 健康福祉課 (健康子ども課) 学校教育課 |
| | 関係機関と連携しての被害者の安全確保 | 健康福祉課を窓口とした連絡体制による、関係機関との連携による施設への保護 | 健康福祉課 (健康子ども課) 学校教育課 国保介護課 |
| DV、児童虐待の早期発見、防止 | 乳幼児健診、相談事業等における早期発見早期対応 | 面接場面や育児アンケート等による DV、虐待の早期発見・早期対応。養育支援訪問事業による養育環境改善等のための相談支援 | 健康福祉課 (健康子ども課) |
| 相談体制の充実 | 窓口担当者や関連業務担当者の資質向上 | 窓口担当職員の研修・関連機関、団体等と連携した対応による二次被害の防止 | 健康福祉課 (健康子ども課) 国保介護課 |
| あらゆる暴力を防ぐ環境づくり | 地域ぐるみで防犯活動の促進 | 町防犯協会や警察と連携した地域パトロール活動の充実 | 町民課 |

●男女共同参画の視点に立った防災対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本町においても甚大な被害があり、長期間にわたりライフラインが寸断するなど、住民生活に大きな影響を及ぼしました。その際、自治会をはじめとする地域団体が中心となり様々な支え合いや助け合いが行われ、地域コミュニティの重要性が再認識されました。

また、各避難所の運営をはじめ様々な被災者支援の中で、女性や高齢者、子ども、障がい者等への生活面の対応について多くの課題が明らかになり、男女のニーズの違いに配慮するなど細やかな視点での対応が求められました。

そのような中で、女性のきめ細やかな対応により、多くの方々が安らぎ、元気と勇気をもたらしたことから、地域防災における女性参画がきわめて重要であることがあらためて確認されました。

このような経験をもとに今後、様々な自然災害に対する防災・減災対策において、日頃の備えや避難所運営等に関して、男女が対等な立場で意見を出し合い、地域住民の視点を十分に取り入れることが重要です。

そのためには、地域の意思決定に関する会議等に女性リーダーを増やしていくことや、地域の各種団体や自主防災組織への女性の参画が増加することが必要です。

| 施 策 | 取組みの方向 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------------|--------------------|-----------------------------|-----|
| 防災対策における男女共同参画の視点の導入 | 防災に関する地域の女性リーダーの育成 | 自主防災組織等における女性参画の促進 | 総務課 |
| | | 自主防災組織リーダー研修会への女性の参加 | 総務課 |
| | 避難所運営マニュアルの見直し実施 | 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルの策定 | 総務課 |